

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-2
処分の種類	使用及び収益の停止			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第 8 9 条の 2 第 6 項			
処分の概要	土地改良事業の工事着手から換地処分によって権利関係が確定するまでの間における暫定的な土地の使用収益関係を規定する行政処分			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定（法令等の規定において言い尽くされているため） 【参考】換地計画実施要領（昭和 4 9 年 7 月 1 2 日付け 4 9 構改 B 第 1 2 3 2 号 構造改善局長通達）第 2 の 8			
基準の制定根拠	—			